10　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている訪問型職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第３項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この注10において同じ。）が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、援助等（同条第１項第１号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成、同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成、同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認、同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認、同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助及び同号ヘに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、同号ニに規定する認定事業主の企業在籍型職場適応援助者（同条第４項に規定する企業在籍型職場適応援助者をいう。）とともに行う上級職場適応援助者（同号ヘに規定する上級職場適応援助者をいう。）による援助をいう。以下この注10において同じ。）を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助等を行った月において、当該援助等を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11　（略）

２～７　（略）

第14の３・第15　（略）

10　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11　（略）

２～７　（略）

第14の３・第15　（略）

その他告示

○内閣府告示第十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十三日　内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人男女共同参画機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第七十五号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県横手市と大仙市との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月十三日　総務大臣　林　芳正

横手市に編入する区域

大仙市内小友字下田谷地七五の一の一部、七六の一部、八〇の一の一部、八〇の二の一部、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八三、八四の一、八四の二、八六の一、八八の一の一部、字九十九沢五八から六〇まで、一九八の一、一九九の一、二〇四、二〇五の一、二〇六の一、二〇六の四、二〇七の二、二〇七の四、字板井田境二二の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部